

# 来年3月からの本格適用に向けて 株主総会資料の 電子提供制度への対応

第1章

上場会社は強制適用に

## 株主総会資料の 電子提供制度の概要

第2章

電子提供措置採用の定めの新設等

## 本年株主総会で行うべき 定款変更手続のポイント

第3章

本年総会であわせて検討したい

バーチャルオンリー

## ウェブ開示・V O総会に伴う 定款変更の留意点

第4章

招集手続や書面交付請求の対応は

## 2023年3月以降総会の 電子提供措置の検討事項

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 塚本 英巨

令和元年改正会社法で未施行であった株主総会資料の電子提供制度が、本年9月1日施行と定められた。株主総会資料等をウェブサイトに掲載することが可能となる本制度は、上場会社で強制適用となる。経過措置の関係で来年3月1日以後開催の総会から本格適用となるが、その前に、本年の総会で定款変更などの対応が必要である。そこで本特集では、本年および来年の総会で注意すべき本制度への対応について、解説してもらった。